

[ 記 載 例 ]

協議様式第1号

太陽光発電事業計画の概要					備考	
事業区域に関する事項	① 事業区域の面積 (全体面積 <b>12,000</b> m <sup>2</sup> )					
	土地の現況別の面積 (注)	現況	農地	山林	雑種地	
		面積 (m <sup>2</sup> )	<b>3,200</b>	<b>5,700</b>	<b>3,100</b>	
		うち、開発面積 (m <sup>2</sup> )	<b>3,000</b>	<b>3,100</b>	<b>2,500</b>	
	② 切土・盛土	切土又は盛土をする土地の面積			<b>6,400</b> m <sup>2</sup>	
		切土により生じる崖の最大高			<b>2.0</b> m	
		盛土により生じる崖の最大高			<b>2.5</b> m	
		切土及び盛土を同時に行う場合に生じる崖の最大高			<b>3.0</b> m	
	③ 景観区分等	景観行政団体名	景観計画名	区域区分		
		<b>和歌山県</b>	<b>和歌山県景観計画</b>	<b>景観計画区域</b>		
	森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項に規定する民有林の存在の有無	④	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無			
	宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域の有無	⑤	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無			
太陽電池の出力	⑥	合計出力	<b>805</b> kW	(1枚あたり <b>350</b> W)		
事業終了後の太陽光発電設備等の撤去方針及び跡地の利用計画の方針	⑦	<b>パネルを適正に撤去。その後、現況山林の区域は植林、その他の区域は整地を行った上で土地所有者に返却する。</b>				
⑧ 工事着手予定日	<b>令和 ΔΔ年ΔΔ月ΔΔ日</b>	工事完了予定日	<b>令和 □□年□□月□□日</b>			
その他						

- (注) 1 「現況」の欄は登記地目ではなく、実際の状況にあった地目(現況地目)を記入すること。なお、事業区域内に法定外公共物が存在する(不動産登記法第14条地図又は地図に準ずる図面に表示されている)ときは、当該法定外公共物の種類及び面積を記入すること。  
 2 「面積」の欄に記入する面積の合計は全体面積と一致させること。  
 3 「うち、開発面積」の欄は太陽光発電設備や防災施設、進入路等を設置する区域のほか、木竹の伐採その他土地の形質変更(切土、盛土、整地等)を行う区域の面積を記入すること。  
 4 記入する欄が不足するときは、適宜追加すること。

- ① 事業区域の面積  
 全体面積：事前協議申出書(別記第2号様式)に記入した事業区域の面積、求積図により求めた面積と一致します。  
 現況：記入する土地の種類は、登記地目ではなく現況地目を記入してください。(例外)公図上、事業区域内に法定外公共物が存在する場合は、現地に存在が確認できない場合であっても、当該法定外公共物について記入してください。  
 面積：現況区域ごとの面積を記入し、その合計は全体面積と一致させてください。  
 開発面積：太陽光発電設備や防災施設、進入路、その他土地を改変する区域の面積を記入してください。(林地開発許可の残置森林等は含みません。)  
 進入路等の太陽光発電設備以外の区域も含むため、合計面積は事前協議申出書(別記第2号様式)の設置面積と一致しないことがあります。
- ② 切土・盛土  
 造成計画平面図や断面図の内容に合うように記入してください。なお、切土や盛土を行わない(又は崖を作らない)場合、空白にせず「0」又は「-」を記入するようにしてください。
- ③ 景観区分等  
 和歌山県景観計画を確認の上、記入してください。  
 ただし、以下の市町村に関しては市町村独自の景観計画があるため、市町村HP等で市町村計画を確認してください。  
 【景観計画を定めている市町村】(R3.3.31時点)  
 和歌山市、田辺市、高野町、有田川町
- ④ 森林法に規定する民有林の存在の有無  
 和歌山県HP等で事業区域内の『地域森林計画対象民有林』の有無を確認してください。
- ⑤ 宅地造成工事規制区域の有無  
 和歌山県HP等で事業区域内の『宅地造成工事規制区域』の有無を確認してください。
- ⑥ 太陽電池の出力  
 パネル1枚あたりの出力にパネル枚数を乗じた数値になります。
- ⑦ 跡地利用計画の方針等  
 発電が終了し、パネル等の発電設備を撤去した後の方針について記入してください。協議開始時点で利用予定が定まっていなくても現在の方針は示してください。
- ⑧ 工事着手予定日、工事完了予定日  
 条例手続に要する期間を考慮した上で予定日を設定してください。具体的な予定日を設定できない場合は、「認定後、○か月以内に着手」や「工事着手後、○か月で完了」などの表現でもかまいません。